

長崎ラグビースクールコーチ会会則

(名称)

第1条 本会は、「長崎ラグビースクールコーチ会」(以下「コーチ会」という。)と称する。

(目的)

第2条 コーチ会は、社団法人長崎ラグビースクール(以下「スクール」という。)のコーチ(アシスタントコーチ、顧問を含む。)の親睦と福利の増進を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 コーチ会は、スクールの全コーチを会員とする。

(活動)

第4条 コーチ会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 慶弔に伴う記念品及び弔慰品等(以下「慶弔見舞金等」という。)の贈与
- (2) コーチ活動の支援
- (3) 親睦会の開催

(役員)

第5条 コーチ会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 7名
- (3) 監事 2名

(役員の職務)

第6条 会長は、コーチ会を代表し、その活動を総理する。

2 理事は、会長を補佐し、コーチ会の活動を管理する。

3 監事は、コーチ会の活動と会計を監査する。

(役員の内命)

第7条 コーチ会の会長は、スクールの代表理事をもってこれに充てる。

2 コーチ会の理事は、スクールの理事をもってこれに充てる。

3 コーチ会の監事は、スクールの監事を持ってこれに充てる。

(事務局)

第8条 コーチ会に事務局を置く。

2 コーチ会の事務局は、スクールの事務局長、副事務局長、会計委員長、総務委員及び会計委員をもって構成する。

3 事務局は、コーチ会の活動の企画、運営及び出納の管理を行う。

(会計)

第9条 コーチ会の活動は、会員の会費で運営する。

2 会員の年会費は、2千円とする。

3 会員がコーチ会を退会しても、納入した会費は返還しない。

4 コーチ会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

5 コーチ会の会計は、スクールの会計委員長が管理する。

(慶弔見舞金等)

第10条 コーチ会は、会員に対して次のとおり慶弔見舞金等を贈与する。

- (1) 会員が死亡した場合は、供花を贈る。
- (2) 会員の配偶者又は1親等の家族が死亡した場合は、供花を贈る。
- (3) 会員が結婚した場合は、御祝金1万円を贈る。
- (4) 会員が厄入、還暦、古希、喜寿、米寿を迎えた場合は、1万円相当の記念品を贈る。
- (5) 会員が1週間以上入院(検査入院を除く。)した場合は、年間1回を限度として傷病見舞金1万円を贈る。
- (6) 会員が、天災又は火災により、家屋又は家財に半損(半焼)以上の被害を受けた場合には、災害見舞金1万円を贈る。

2 前項各号以外の慶弔見舞金等については、会長が、理事会に諮り贈与する。ただし、理事会に諮る時間的余裕がない場合は、会長が専決し、贈与後、理事会に報告する。

3 慶弔見舞金等の送り主名は、「長崎ラグビースクールコーチ会」とする。

(コーチ活動の支援)

第11条 コーチ会は、コーチの活動等(スクールから補助が出る場合を除く。)に係る経費について、個人的負担が大きく、特に補助が必要と認める場合は、コーチ会会計の可能な範囲でその経費の一部を補助する。

2 前項の補助は、コーチからの申請に基づき、理事会で協議のうえ、補助の可否及び補助する場合の補助額について決定する。

(親睦会)

第12条 コーチ会で親睦会を開催する場合は、その都度、参加者から親睦会に係る会費を徴収する。

2 会員の祝事に伴い親睦会を開催する場合は、主賓の費用の全額をコーチ会で負担する。

3 コーチ会会計に余裕がある場合は、親睦会費用の一部をコーチ会で補助することができるものとする。その場合の補助額については、理事会の承認を受けて会長が決定する。

(委任)

第13条 この会則に定めるもののほか、コーチ会の活動及び運営等について必要な事項は、会長が理事会に諮り定める。

附則

1 この会則は、令和2年4月1日から施行する。